

青森県報

第九百三十八号

令和七年
七月十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 登録喀痰吸引等事業者の住所の変更の届出……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
- 登録特定行為事業者の住所の変更の届出……………(同) ……一
- 公有水面埋立ての承認……………(港 湾 空 港 課) ……三

公 告

- ワンタッチ式簡易ベッド及びワンタッチ式パーティションの購入に係る一般競争入札……………(会 計 管 理 課) ……五
- 出先機関……………(上 北 県 土 整 備 事 務 所) ……六
- 道路の位置の指定……………(上 北 県 土 整 備 事 務 所) ……六

選挙管理委員会

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事 務 局) ……七

告 示

青森県告示第三百九十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の六第一項

の規定により、次のとおり登録喀痰吸引等事業者から住所を変更しようとする旨の届出があったので、同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年七月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	変更前	変更後	変更前	変更後	番号	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	変更予定年月日	備考
			〇三五〇〇 一三五	〇三五〇〇 一八六		社会福祉 法人吉幸 会	三戸郡五 戸町三の 六六〇	特別養護 老人ホーム 野辺地	上北郡野 辺地字枇 杷	令和 七・四・ 一	介護老 人福祉 施設
							三戸郡五 戸町三の 六六〇	特別養護 老人ホーム 野辺地	八戸市北 上台五丁 目		

青森県告示第三百九十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録特定行為事業者から住所を変更しようとする旨の届出があったので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年七月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
	〇〇三〇〇〇 〇〇八		〇〇三〇〇〇 〇〇七		〇〇三〇〇〇 〇〇六		〇〇三〇〇〇 〇〇五	番登 号録
	〃		〃		〃		会法社 人社会 吉福祉 幸祉	名氏 名又 称は
五丁白八 目山戸 二台市 の五北	平日田子三 六市子町戸 〇上字大郡 ノ七字田	五丁白八 目山戸 二台市 の五北	平日田子三 六市子町戸 〇上字大郡 ノ七字田	五丁白八 目山戸 二台市 の五北	平日田子三 六市子町戸 〇上字大郡 ノ七字田	五丁白八 目山戸 二台市 の五北	平日田子三 六市子町戸 〇上字大郡 ノ七字田	住 所
	ぎム老特 のゆ人別 里うホ養 なー		〃		ろスシ くステ 苑イ みト		苑ム老特 み人別 ろホ養 くー	名 事 称
	の字村下 二原大北 田字郡 五佐佐 五井井		〃		〃		ノ字町三 平七戸 六日大 〇市郡 上子田 田子	所 業 所 在 地
	〃		〃		〃		七令 ・和 四 ・一	年 変 更 予 定 日
	施人介 設福護 祉老		活入防介 介所短護 護生期予		介所短 護生期 活入		施人介 設福護 祉老	備 考

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	〇〇三〇〇〇 二四		〇〇三〇〇〇 二二		〇〇三〇〇〇 〇一〇		〇〇三〇〇〇 〇〇九
	〃		〃		〃		〃
五丁白八 目山戸 二台市 の五北	六代戸三 六沢町戸 〇三字郡 の苗五	五丁白八 目山戸 二台市 の五北	六代戸三 六沢町戸 〇三字郡 の苗五	五丁白八 目山戸 二台市 の五北	平日田子三 六市子町戸 〇上字大郡 ノ七字田	五丁白八 目山戸 二台市 の五北	平日田子三 六市子町戸 〇上字大郡 ノ七字田
	〃		ホム老特 一野人別 ム辺ホ養 地ー護		〃		〃
	〃		六野地上 五町北 一字郡 の枇野 二杷辺		〃		〃
	〃		〃		〃		〃
	介所短 護生期 活入		施人介 設福護 祉老		活入防介 介所短護 護生期予		介所短 護生期 活入

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
一四三〇三〇〇一	〇三〇〇一	〇四六〇三〇〇一	〇三〇〇一	〇四七〇三〇〇一	〇三〇〇一	〇四六〇三〇〇一	〇三〇〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五丁目八戸市 白山市の五北	六代戸三 六沢町郡 〇三苗五	五丁目八戸市 白山市の五北	平日田子三 六市町郡 〇上字大 ノ七字田	五丁目八戸市 白山市の五北	平日田子三 六市町郡 〇上字大 ノ七字田	五丁目八戸市 白山市の五北	平日田子三 六市町郡 〇上字大 ノ七字田
里ム老特 能人養 舞ホ護 の1	〃	〃	〃	だスシ まりステ イト ひト	〃	りム老特 ひ人養 だホ護 ま1	〃
一又村下 の字大北 一桑字郡 〇原砂東 七山子通	〃	〃	〃	〃	〃	三町三 の字戸 六苗郡 六老五 〇沢戸	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
介者設福護着地 護生入社老型域 活所施人介密	〃	活入防介 介所短護 護生期予	〃	介所短 護期活 護入	〃	介者設福護着地 護生入社老型域 活所施人介密	〃

青森県告示第百九十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、令和七年七月二日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
三四二〇三〇〇一	〇三〇〇一	二四四〇三〇〇一	〇三〇〇一	一八七〇三〇〇一	〇三〇〇一	一八七〇三〇〇一	〇三〇〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五丁目八戸市 白山市の五北	六代戸三 六沢町郡 〇三苗五	五丁目八戸市 白山市の五北	六代戸三 六沢町郡 〇三苗五	五丁目八戸市 白山市の五北	六代戸三 六沢町郡 〇三苗五	五丁目八戸市 白山市の五北	六代戸三 六沢町郡 〇三苗五
台1ム老特 ルラ人養 白ホ護 山メ1	〃	のム老特 森い人養 ちホ護 い1	〃	おスシ さいステ いイト 岬シト	〃	いム老特 岬し人養 おホ護 さ1	〃
二山八 の台戸 一五市 五北 丁目白	〃	一又村下 の字大北 一桑字郡 〇原砂東 六山子通	〃	〃	〃	八字町下 の大大北 五間字郡 一平大東 一三間間	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
施人介 設福老 護社老	〃	介者設福護着地 護生入社老型域 活所施人介密	〃	介所短 護期活 護入	〃	〃	〃

令和七年七月十一日

青森港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称

宮城県仙台市青葉区本町三丁目三の一

国土交通省東北地方整備局

2 代表者の氏名

国土交通省東北地方整備局長 西村 拓

二 埋立区域

1 位置

青森市大字油川字千刈一七八の一、一七八の三、一七八の五、一七八の六及び同岡田二六二の一、二六二の一六の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点と①の地点を結ぶ昭和五十四年二月三日付け指令第四二八号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+・六九一メートルより決定)及び平成十年四月二十八日付け指令第一四一四号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+・六九一メートルより決定)により囲まれた区域

①の地点 二級三角点街区三角点(北緯四〇度五〇分五九秒一三、東経一四〇度四二分一五秒〇三)から七七度四五分五八秒 三三四・八六メートルの

地点

②の地点 ①の地点から 三〇四度五五分三六秒 三・三八メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三四度五五分三六秒 六・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一二四度五五分三六秒 五・〇八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 二一四度五五分三六秒 〇・七〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一二四度五五分三六秒 一一・四五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二一四度五五分三六秒 〇・一五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 一二四度五五分三六秒 三四五・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 三四度五五分三六秒 〇・一五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 一二四度五五分三六秒 八・八五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三四度五五分三六秒 〇・七〇メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 一二四度五五分三六秒 一・三三メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から 二一四度五五分三六秒 五・五八メートルの地点

3 面積

一、八五五・七一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字油川字千刈一七八の一、一七八の二、一七八の三、一七八の四、一七八の五、一七八の六、一七八の七及び同岡田二六二の一、二六二の一六の地内、並びに同千刈一七八の一、一七八の三、一七八の五、一七八の六及び同岡田二六二の一、二六二の一六の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 二級三角点街区三角点(北緯四〇度五〇分五九秒一三、東経一四〇度四二分一五秒〇三)から九五度四一分五〇秒 三一〇・三四六メートル

の地点

イの地点 アの地点から 三四度五五分三六秒 五九・一五メートルの地点

ウの地点 イの地点から 三〇四度五五分三六秒 四六・五二メートルの地点

エの地点 ウの地点から 三四度五五分三六秒 七〇・八五メートルの地点

オの地点 エの地点から 一二四度五五分三六秒 三七一・七〇メートルの地点

カの地点 オの地点から 二一四度五五分三六秒 七〇・八五メートルの地点

キの地点 カの地点から 三〇四度五五分三六秒 九五・一八メートルの地点

クの地点 キの地点から 二一四度五五分三六秒 五九・一五メートルの地点

3 面積

三九、九三九・五三平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

公 告

ワンタッチ式簡易ベッド及びワンタッチ式パーティションの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和七年七月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。
ワンタッチ式簡易ベッド及びワンタッチ式パーティション 一式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和八年一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和七年八月四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和七年八月二十九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One-touch simple bed and One-touch partition set (purchase)

2 Time limit for tender:

29 August, 2025

(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

出 先 機 関

青森県上北県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、青森県上北県土整備事務所及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月十一日

青森県上北県土整備事務所長 常 田 明

位 置	延 長	幅 員	指 定
上北郡おいらせ町苗振谷地 四七の一、四七の七	五三・二四メートル	六・〇一メートル	令和 年月日 七・七・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

二の表中

住宅型有料老人ホームアピライフ	〃	大字野木字野尻三八の一
住宅型有料老人ホームアピライフ	〃	大字野木字野尻三八の一
サービス付き高齢者向け住宅ヴァンピュール南青森	一〃	大字浜田字玉川二四七の

を

に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭